

○ 財務省告示第百五十四号
平成二十三年四月八日より告示する。
条件等を次のように規定する。

財務大臣 野田佳彦

一 条件等を次のように規定する。

二 平成二十三年四月八日より告示する。	三 法律の名称及び記述	四 発行方法の適用
---------------------	-------------	-----------

（一）利付国庫債券（十年）（第三百十一条）

（二）利付国債の発行等に關する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）

（三）第五条第一項の規定に基づき、

競争のし定めの争う札価振の以律社第年別十財三利付国庫債券（十年）（第三百十一条）

争す得格決めつ入札による格替適下へ債一法会四政回（昭和五十七年大蔵省令第三十号）

入るらを定価らて札札に機用を振替法（昭和五十七年大蔵省令第三十号）

札もれ募を格れれた競争は受けけるものとし（昭和五十七年大蔵省令第三百十一条）

発のる入受競行に価額け争格時一発価格に付けるものとし（昭和五十七年大蔵省令第三百十一条）

行に価額にた入利競にと競争行い（昭和五十七年大蔵省令第三百十一条）

よ格に申に申を入わう（以下「札価格」とする。）（昭和五十七年大蔵省令第三百十一条）

とるをよ各札を入わう（以下「札価格」とする。）（昭和五十七年大蔵省令第三百十一条）

い發そり申に申を入わう（以下「札価格」とする。）（昭和五十七年大蔵省令第三百十一条）

う行の加込おそれ（以下「札価格」とする。）（昭和五十七年大蔵省令第三百十一条）

（一）發重みいのに（以下「札価格」とする。）（昭和五十七年大蔵省令第三百十一条）

（二）以行平のて利お入価格とる（以下「札価格」とする。）（昭和五十七年大蔵省令第三百十一条）

価均応募率い札格格とる（以下「札価格」とする。）（昭和五十七年大蔵省令第三百十一条）

格非格し募入とてで競競い入（以下「札価格」とする。）（昭和五十七年大蔵省令第三百十一条）

六

イ
發

価入価・別債行争非者特国札非
 格行札格第参市及入価・別債発競
 競發競II加場び札格第参市行争
 争額行争非者特国發競I加場入

五

ハロイ
方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

額面金額で二兆七億円

込募各割各当も各
 み限國り申ての申
 の度債當込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るのその
 額範特。応のう
 を囲別募応ち
 割内參額募応
 りに加を額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 。各のより割高
 申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競
 入場も加、た価格國定特あ争
 札特の者財後格競債め別つ入
 発別にご務に競争市る参て札
 行参よと大行争入場も加、と
 一加るに臣われ札特の者財同
 と者発応がれ札發別にご務時
 い・行募各の行参よと大に
 う第へ限國る募一加るに臣行
 〇II以度債入と者発応がわ
 非下額市札のい・行募各れ
 価一を場で決う第へ限國る
 格國定特あ定一I以度債入
 競債め別つを及非下額市札

七

口イ
払

札非入価込	行争非者特国行争非者特国	札非	入
発競札格	入価・別債	入価・別債	札
行争発競金	札格第參市	札格第參市	發
入行争額	発競Ⅱ加場	発競Ⅰ加場	行

百八二円十兆五億四千九百四十三万六千八	でた条特三利第別千付一會二國項計百債のに八に規関億つ定す円いにるて基法、づ律額き第面發四金行十額し六	でた条特万はづ法九つ定す七つ定う千利第別八利第別円、き第百いにる百いにち八付一會十付一會百国項計五国項計九債のに億債のに十に規関四に規關六つ定す千つ定す億いにる四いにる円て基法百て基法、づ律万、づ律額き第円額き第面發四面發四金行十額し六	札非入価込行争非者特国行争非者特国入価・別債入価・別債札格第參市札格第參市発競Ⅱ加場発競Ⅰ加場入
---------------------	--	--	--

口	イ	一	發	十	九	八	ニ	ハ
別債行争非者特国札非 参市及入価・別債発競 加場び札格第参市行争 者特国発競I加場、入	入価發	札格行行	發競価	行争格日	替額	低行争非者特国行争非者特国 額入価・別債入価・別債	面札格第参市札格第参市	位金発競II加場発競I加場
十額格十額	平す額の振	五	三	円千				
七面五面	成るの記替	万	千	八				
錢金錢金	二。整載法	円	二百	百				
額以額	十数又の		七	九				
百上百	三倍は規		億	十				
円の円年	の記定		三百	五				
にそに四	金錄に		七	億				
つれつ月	額はよ		六	四				
きぞき八	に、る		万	千				
九れ九日	よ最振		円	三				
十九の十	る低替			百				
円応九	も額口			十二				
円募円	の面座			万				
九価九	と金簿							

十
四

初
期
利
子

下は期た期平

、が金と成控得は出に住時額金にの口るに
次そ銀額し二除税外しは者にへ額よに座も係發
号の行を、十すの国た、又おたにりつにのる行
及翌休支次三る税法金前はいだ百算い記と所時
び営業払の年こ率人額記外てし分出て載し得に
第業日う算九とをがに(一)國取、のしは又て税お
十日。式月が乗適当の法得当二た、は振がい
六ににたに二でじ用該算人す該十金前記替源て
号支當だよ十きたを非式でる國を額記録口泉、
に払たしり日る金受居にあ者債乗か(一)さ座徵そ
おうる、算を。額け住よるがをじらのれ簿収の
いへと支出支る者り場非発た当算る中さ利
て以き払し払を所又算合居行金該式ものれ子

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{13}{100} \times \frac{19}{365}$$

(二)

の経利入価・
払過札格第
込利發競Ⅱ
み子率行争非

(一)年

む十式は一
も号に、募・
のによ払入三
と規り込決バ
す定算金定一
るす出額のセ
。るしに通ント
期た加知ト
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

二十九八七六十五

払者入払元償償後第
込札場利還還の二
期參所金金期利期
日加支額限子以

平成大臣から四月八日を受けた者財務大臣通知を受けた者
額面金額× $\frac{1}{100} \times \frac{1}{2}$ の三ヶ月を支拂う旨に記載され
て毎年三ヶ月の支拂いが規定する期間に亘ります。

規定する期日にについて同じ。)。